

## 寄居町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

令和5年3月31日

寄居町農業委員会

### 第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては、「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須業務として、明確に位置づけられた。

寄居町においては、平地と中山間地が混在しており、それぞれの地域によって農地の利用状況や営農類型が異なっており、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

特に中山間地においては、形状の悪い圃場や山沿いの畑地等、管理をすることが難しい農地が多く、また農作物等に対する野生鳥獣被害も重なり、遊休農地の発生が懸念されている。こうした遊休農地が発生することを防止し、遊休農地を解消することに努めていく一方、担い手への農地利用の集積化または集約化を図るため、「地域計画」（農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律案（令和4年法律第56号）による改正後の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「改正基盤法」という。）第19条第1項の規定に基づき、市町村が農業者等の協議の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した地図などを明確化し、公表したものをいう。）に基づいて、農地中間管理事業を活用した利用調整に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の特性を考慮しつつ活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、寄居町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法等を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する埼玉県の農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する寄居町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

## 第2 具体的な目標と推進方法

### 1 遊休農地の発生防止・解消について

#### (1) 遊休農地の解消目標

|                    | 管内の農地面積<br>(A) | 遊休農地面積<br>(B) | 遊休農地の割合<br>(B/A) |
|--------------------|----------------|---------------|------------------|
| 現 状<br>(平成30年3月)   | 1, 290ha       | 131ha         | 10.2%            |
| 3年後の目標<br>(令和3年3月) | 1, 261ha       | 101ha         | 8.0%             |
| 目 標<br>(令和6年3月)    | 1, 244ha       | 81ha          | 6.5%             |

注：現状における管内農地面積は、耕作農地、保全管理農地及び荒廃農地（1号遊休農地）のそれぞれの面積を集計したものである。（以下の表において同じ。）

#### (2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

##### ①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員のチーム制により行う農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定により行う利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議検討し、調査の徹底を図る。利用状況調査と利用意向調査の結果は、速やかに「農業委員会サポートシステム」に反映させ、農地台帳の正確な記録の確保と公表の迅速化を図る

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、転用違反の発生防止、早期発見等、農地の利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

##### ②農地中間管理機構との連携について

利用意向調査の結果を受け、農地中間管理機構への貸し付けが可能な場合には、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構への貸し付け手続きを行う。

##### ③非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、状況に応じて「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

#### (3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

## 2 担い手への農地利用の集積・集約化について

### (1) 担い手への農地利用集積目標

|                    | 管内の農地面積<br>(A) | 集積面積<br>(B) | 集積率<br>(B/A) |
|--------------------|----------------|-------------|--------------|
| 現 状<br>(平成30年3月)   | 1, 290 h a     | 196 h a     | 15.2%        |
| 3年後の目標<br>(令和3年3月) | 1, 261 h a     | 442 h a     | 35.1%        |
| 目 標<br>(令和6年3月)    | 1, 244 h a     | 684 h a     | 55.0%        |

注：管内の農地は平地と中山間地が混在しているので、地域の実情に応じて設定した。

### (2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

#### ①「地域計画」の作成・見直しについて

農業委員会として、地域ごとに人と農地の問題を解決するため、10年後の農業の在り方と農地利用の将来像を描く「地域計画」の作成と見直しに主体的に取り組む。

#### ②農地中間管理機構等との連携について

寄居町、埼玉県、ふかや農業協同組合、その他の農業関係機関と連携し、次に掲げる農地についてリスト化を行い、「地域計画」の作成・見直し、農地中間管理事業の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

(ア) 農地中間管理機構に貸し付けを希望する復元可能な遊休農地

(イ) 経営の廃止または縮小を希望する高齢農家等の農地

(ウ) 利用権の設定期間が満了する農地

#### ③農地の利用調整と利用権の設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整または交換もしくは利用権の再設定を推進する。

また、中山間地等の農地の区画や形状が悪く、受け手が少ないまたは受け手がない地域では、農地中間管理機構による簡易な基盤整備事業の活用と併せて集落営農の組織化または法人化もしくは新規参入の受け入れを推進するなど、地域に応じた取り組みを推進する。

### (3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 3 新規参入の促進について

#### (1) 新規参入の促進目標

|                | 新規参入者数（新規参入者取得面積） |
|----------------|-------------------|
| 現 状（平成30年3月）   | 8人（2.5ha）         |
| 3年後の目標（令和3年3月） | 11人（4.0ha）        |
| 目 標（令和6年3月）    | 17人（7.0ha）        |

注：新規参入者については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算している。

#### (2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

##### ①関係機関との連携について

寄居町、埼玉県、埼玉県農業会議、埼玉県農地中間管理機構、ふかや農業協同組合と連携し、町内の農地の借り入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

##### ②新規就農フェア等への参加について

寄居町担い手育成協議会と連携して「明日の農業担い手育成塾」の周知を図るとともに、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで情報の収集に努め、新規就農の受け入れとフォローアップ体制を整備する。

##### ③企業参入の促進について

担い手が不足している地域では、企業の農業参入も地域の担い手確保の有効な手段であることから、埼玉県農地中間管理機構等を活用して積極的に企業の参入の促進を図る。

##### ④農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員及び推進委員は、新規参入者（個人、法人）の地域の受入条件の整備を図るとともに、後見人等の役割を担う。

##### ⑤その他

農地中間管理事業の受け手に対し、町が独自に賃貸借料を支援する借受奨励金制度の周知を推進する。

#### (3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者（個人、法人）の数により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

### 第3 「地域計画」の目標を達成するための役割

寄居町において作成された「地域計画」に基づき、農地を効率的かつ総合的に利用し

ていくため、寄居町農業委員会は次の役割を担っていく。

- ・ 日常的な農地の見守りによる農地の適正利用の確認
- ・ 農家への声掛け等による意向把握
- ・ 「地域計画」で位置づけられた担い手への農地の利用調整やマッチング
- ・ 農地中間管理事業の活用の働きかけ
- ・ 「地域計画」の定期的な見直しへの協力